

情報公開・個人情報保護審議会

第10回特定個人情報保護評価部会議事録

1 日 時：令和2年6月30日(火) 午後4時30分～午後6時45分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 会議室「千鳥・海鷗」

3 出席者：

(1) 部会委員

井原真吾委員、中村直人委員、本澤陽一委員

(2) 事務局

山崎市政情報室長、高橋同室主査、山崎同室主任主事、君島同室主任主事

(3) 実施機関

(健康保険課)

中田課長補佐、平昭主査、新井主査、宮崎主査、本宮主事、川口主事、岡田主事

(情報システム課)

山中主査

(業務改革推進課)

佐藤課長補佐、山崎主査、高橋主任主事、天貝主任主事

4 議 事：

(1) 部会長及び副部会長の選任

(2) 全項目評価書の事前点検について

ア 国民健康保険に関する事務

イ 後期高齢者医療事務

ウ 国民年金に関する事務

5 議事の概要

(1) 部会長及び副部会長の選任

部会長に井原委員、副部会長に中村委員が選任された。

(2) 全項目評価書の事前点検

- ア 国民健康保険に関する事務
- イ 後期高齢者医療事務
- ウ 国民年金に関する事務

全項目評価書の事前点検について、実施機関から説明を受けて、意見交換をした。

(3) その他

議事録の確定方法について確認した。

6 会議経過：

(山崎市政情報室長) 定刻となりましたので、ただいまから千葉市情報公開・個人情報保護審議会第10回特定個人情報保護評価部会を開催させていただきます。

委員の皆様には大変お忙しい中、情報公開・個人情報保護審議会に引き続いてのご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

進行は、市政情報室の私、山崎が務めさせていただきます。審議会に引き続きまして、よろしく願いいたします。なお、本日の会議は一部公開の会議として開催しておりますので、ご承知おきください。

では、この後、議事に入ることとなりますが、部会長、副部会長選任までの間、私が仮議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、定足数でございますが、全ての委員の皆様方にご出席を頂いておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例施行規則第2条第2項において準用する同条例第6条第2項の規定よりまして、本部会は成立しておりますことをご報告いたします。

◆議事(1) 部会長及び副部会長の選任

(山崎市政情報室長) それでは、議事(1)部会長及び副部会長の選任を議題といたします。部会設置要綱第2条第4項の規定によりまして、委員の皆様の互選で部会長及び副部会長を選出していただくこととなっておりますが、いかがいたしましょうか。

(本澤委員) 井原委員に部会長を、それから中村委員に副部会長をお願いしたいと思います。

(山崎市政情報室長) ありがとうございます。

井原委員に部会長を、そして中村委員に副部会長をというご推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(山崎市政情報室長) 特にご異議がないようですので、井原委員に部会長を、中村委員に副部会長をお願いしたいと存じます。それでは、井原部会長、席の移動をお願いいたします。これからの議事は井原部会長、よろしくをお願いいたします。

(井原部会長) それでは、お手元の会議次第に従いまして議事を進めさせていただきますと思います。

◆ (2) 全項目評価書の事前点検について

(井原部会長) まず議事の(2)「全項目評価書の事前点検について」を議題といたしたいと思います。

なお、本議題は千葉市情報公開条例第7条第6号に該当する情報を取り扱うことから、これより先の会議については非公開といたします。

それでは、事務局から議事(2)について、ご説明をお願いいたします。

【事務局の説明】

(高橋市政情報室主査) 事務局の高橋でございます。

全項目評価書の事前点検についてですが、特定個人情報保護評価の概要や今回の事前点検の対象となる事務、今後のスケジュールなどにつきましては、先ほどの審議会においてご説明させていただきましたので、こちらでは点検の具体的な方法についてご説明させていただきます。

特定個人情報保護評価につきましては、番号法やこれに基づく規則、指針などにおいて、その詳細な内容が定められているところでございまして、これらにつきましては、参考資料5として特定個人情報保護評価関係例規をまとめた水色のファイルを用意させ

ていただいております。

その中で評価書案の点検に当たりまして直接関係するのは、インデックス3の「特定個人情報保護評価指針」と、4の「特定個人情報保護評価指針の解説」、そしてその別添資料でございます4-1の「別添4全項目評価書の記載要領」、4-2の「別添5審査の観点における主な考慮事項」となります。

審査の観点といたしましては、インデックス3の指針の16ページの第10の1の(2)、大きく分けて二つの観点、一つは適合性、指針に定める実施手続などに適合した評価を実施しているか、もう一つは妥当性、評価の内容は指針に定める目的等に照らし妥当と認められるかという観点からの審査ということになりまして、ア適合性、イ妥当性ということで、それぞれ観点が示されてございます。

さらにインデックス4の指針の別添5、「指針第10の1(2)に定める審査の観点における主な考慮事項」が1ページから7ページまでに規定されております。

細目も含めまして、これらの審査における考慮事項が評価書のどの記載項目に関するものかということですが、評価書の様式において、記載項目ごとに審査における考慮事項が左右比較できるような形で整理したものが7ページの次のページから示されております。

したがって、具体的な点検の方法といたしましては、これを用いまして、今回、各事務の所管課において作成した評価書案に記載された内容につきまして、記載項目ごとの審査の観点及び細目を含めた考慮事項に基づいて点検をしていただくということになります。

点検の具体的な方法についての説明は以上でございます。

【意見交換等】

(井原部会長) ありがとうございます。

ただいま説明を頂いた評価の点検方法等について、何かご質問、ご意見等ございますか。

(なし)

(井原部会長) それでは、具体的な評価書の点検に入っていきたいと思っております。

◆議事(2) 全項目評価書の事前点検について

「ア 国民健康保険に関する事務」

(井原部会長) まず、議事2の(2)です、全項目評価書の事前点検についての「ア国民健康保険に関する事務」について審議したいと思います。所管課からご説明をお願いします。

【実施機関の説明】

(平昭健康保険課主査) 資料2-3-2に基づいて国民健康保険に関する事務の全項目評価書の記載内容な主な変更部分について説明させていただきます。

まず1ページ目の項目「I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容」ですが、「(2)「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報を管理、機関別符合の取得及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。」という記載を追加しました。内容的にはオンライン資格確認にかかる事務を支払基金等に委託することができるという整理の下、事務を委託して取りまとめ機関が医療保険者等に向け中間サーバー等の運営を行うといった趣旨になります。

また、文中に機関別符合とありますが、これは情報連携を行う際に、個人を特定するための識別子として個人番号の代わりに扱われるものです。

続いて後半部分のオンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符合の取得等事務(「オンライン資格確認の準備業務」という。)ですが、一つ目は国保中央会が医療保険者等向け中間サーバー等において資格履歴管理事務を行うための内容、二つ目は支払基金が医療保険者等向け中間サーバー等において機関別符合取得事務等を行うための内容を追加しております。

二つ目の文中に、情報提供等記録開示システムというものがありますが、これはマイナポータルのことを指しております。

続きまして、2 ページの一つ目の項目「I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能」ですが、3 のオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報の提供を追加しました。(1) では市から国保連合会への送信、(2) では国保連合会から医療保険者等向け中間サーバーへの送信について追加しております。

次に2 ページの二つ目の項目「I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称」ですが、特定個人情報を取り扱う事務として、医療保険者等向け中間サーバーを追加しました。

続きまして3 ページ目の項目「I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能」ですが、医療保険者等向け中間サーバー等は、医療保険者等全体、または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1) 資格履歴管理事務に係る機能、(2) 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3) 地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有すること、なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わないというものです。

医療保険者向けサーバーには、前段の(1)から(3)までの機能がありますが、市区町村国保は自治体中間サーバーを利用しますので、医療保険者等向け中間サーバーの一部の機能を使わないといった内容になります。

次の(1) 資格履歴管理事務に係る機能、(i) 資格履歴管理ですが、これは保護評価の対象となります。一つ目、医療保険者が加入者の基本4情報や個人番号等を委託区画に登録します。基本4情報とは、氏名、性別、生年月日、住所になります。また委託区画と医療保険者等向け中間サーバー内における各保険者の情報共用化などです。

二つ目、運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する機能があります、当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため、評価の対象外となります。

次の（ii）オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供は個人番号を用いないため評価の対象外となります。

続いて（2）情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能ですが、（i）機関別符合取得は支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため、評価の対象外となります。

その下の（ii）情報照会及び（iii）情報提供（副本情報）については、市区町村国保による情報提供は、自治体中間サーバーで行いますので、医療保険者等向け中間サーバーでは行わないため、評価対象外となります。

ちなみに副本情報とありますが、これは千葉市や各保険者など、もともとの情報保有機関が持つ情報が正本でして、中間サーバーに登録している情報が副本情報になります。

そのほかは（iv）情報提供、オンライン資格は支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため、評価の対象外となります。

続いて、（3）本人確認事務に係る機能ですが、これは市区町村国保による情報提供は自治体中間サーバーで行って医療保険者等向け中間サーバーで行わないため、評価対象外となります。

次に4ページの一つ目の項目「Ⅰ基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由①事務実施上の必要性」及びの二つ目の項目「②実現が期待されるメリット」ですが、それぞれ事務実施上の必要性等メリットを追加しております。

三つ目の項目の「法令上の根拠」については国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項、国保連合会、または支払基金への事務の委託に関する項目を追加しております。

続きまして、5ページの一つ目の項目「Ⅰ基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠」として、番号利用法と国民健康保険法を追加しております。

次に5ページの四つ目の項目「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無」ですが、3件から5件に増えております。一つは国保連合会、もう一つは支払基金との委託が増えているということでございます。

続きまして6ページの一つ目の項目「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容」ですが、国保連合会が被保険者資格情報に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行うという内容を追加しております。

次に6ページ、四つ目の項目「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4」ですが、「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を追加しました。先ほど、委託の件数が3件から5件に増えるという話をしましたが、増える分の一つになります。

委託内容は一つ下の項目で、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などになります。

委託先は千葉県国保連合会となり、国保連合会は国保中央会に再委託を行います。

再委託事業については8ページ、二つ目の項目「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託 ⑨再委託事項」のとおり、医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務となります。国保中央会から再々委託する医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務の委託を行っております。

次の8ページ、三つ目の項目「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5」ですが、医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符合取得等事務を追加しました。

委託内容は一つ下の項目で、オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符合を取得するというものです。

委託先としましては9ページ、下から二つの項目のとおり支払基金であり、再委託を行います。

再委託事項につきましては、10ページの二つ目の項目「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 再委託 ⑨再委託事項」のとおり、医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務となります。

続きまして11ページは、システムのログ管理などのリスク対策について記載の追加

となります。

続いて、12、13ページですが、こちらは操作ログのチェックや特定個人情報ファイルの取扱いの確保についての追加となります。

続きまして14ページ、一つ目の項目「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」ですが、取りまとめ機関における措置として、支払基金は特定個人情報保護評価を実施することを追加しております。

続いて15ページ、一番下の項目「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」ですが、これも取りまとめ機関における措置として、支払基金は特定個人情報保護評価を実施することを追加しております。

続いて16ページの項目「Ⅳその他のリスク対策 3. その他のリスク対策」ですが、これも同様に取りまとめ機関における措置として支払基金が特定個人情報保護評価を実施することを追加しております。

以上が評価書において修正等を要する部分とその内容になります。

(井原部会長) ありがとうございます。今ご説明いただいた今回の修正点について、何かご質問、ご意見はございますか。その後、それ以外の部分についてもご質問、ご意見をお聞きしたいと思います。

まず1点ご質問してよろしいでしょうか。資料2-3の50ページ、資料2-3-2の11ページの一番上の「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」における具体的な方法について、国保システムにおける措置に国保総合PCにおける措置が追加されていますが、国保システムや共通システムにおける措置の場合だと、ログの記録だけではなくて、ログの一定期間の保管や定期的な確認という記載があります。一方で、国保総合PCにおける措置はログインした職員等の時刻、操作内容の記録だけにとどまっていて、保管や定期的な確認といった記載がありません。このレベルの違いはどのような事情から生じるのか教えていただけますか。

(平昭健康保険課主査) 本日は国保総合PCに関わる担当が在席しておりませんので、次回確認してお答えしたいと思います。

(井原部会長) そうですね。事情があってレベルが違うというのであれば仕方ないと思

いますが、レベルの違う管理をするのであれば合理的な理由が必要なのかなと思います。

(山中情報システム課主査) もう一度だけご質問の意図を教えてくださいませんか。

(井原部会長) 国保システムにおける措置では、記録しているログを基に定期的な確認といった措置も特別に行うと記載があり、業務共通システムにおける措置では誰がシステムにアクセスしたかをログに記録し、記録したログについて一定の期間保管し、定期的な確認を行うと記載があるように、リスク管理について手厚い記載のように読めますが、国保総合PCにおける措置ではログの記録だけにとどまっています。

国保総合PC以外のシステムだと、ログを一定期間保管して定期的に確認することや、牽制のために利用目的などの報告を行わせることなど、そのようなことまで記載されているので、そのリスク管理のレベルの違いはなぜ発生するのかというのを教えてくださいませんか。

国保総合PCのリスク管理はもし他のシステムと同様の措置を講じているのであって記載が省略されているのであれば記載を充実させた方がいいと思いますし、ログの記録だけを行うというリスク管理に差がある状態なのであれば、その合理的な理由があったらそれを教えてくださいませんか。国保総合PCを使用している端末が異なっているから、他のシステムのような措置がとれないのかどうかといったところについて確認をしたいという意図です。

(山中情報システム課主査) まず、住民情報系システムのアクセスログについてですが、システム全体の静脈認証のログといったものを業務共通システムで取得しています。システム全体ではより多くのログが管理されています。それに対して末端の端末には認証のデータは残らずに、ログインしたことやパソコンを立ち上げたといったより少ない情報だけが記録されています。

(中村副部会長) そういうことなのですか。

(山中情報システム課主査) そうですね、住民情報系システム自体は業務共通システムという基盤を設けて、そこでログ等の管理をしています。国保総合PCについては、パソコン単体の管理という観点で書かれているのでレベルの違いがあるように見えるという解釈ができると考えます。

(中村副部会長) 業務共通システムは、千葉市が管理しているシステムですね。

(山中情報システム課主査) はい、そうです。

(中村副部長) それに対して国保総合PCというのは、単に端末だからという理由ではないのでしょうか。千葉市が管轄しているのではなく、国保システムを管轄している国保連合会がログ等を管理しているのではないのでしょうか。

国保総合PCにはログインした記録しか残らなくて、それ以上のデータはおそらく国保連合会で管理しているのではないですか。

(井原部長) 非常に納得しました。だから、千葉市は物理的にログの記録しかできないということでこのように書いてあるのですね。

(中村副部長) 千葉市の業務端末とは別に国保連合会の端末である国保総合PCが置いてあるだけで、国保総合PCのログの話はおそらく国保システムの委託先の管理の話になるかと思います。そういう話だと思うのですが、それでよろしいのでしょうか。

(山中情報システム課主査) おっしゃるとおりです。

(井原部長) ありがとうございます。納得しました。

ほかにご説明いただいた修正点にかかることでご質問、ご意見ございましたらよろしくをお願いします。

(中村副部長) 千葉市の業務共通システムにログインするID、パスワードと国保総合PCに入るためのID、パスワードは違うわけですね。

(山中情報システム課主査) 別です。

(中村副部長) 別ですね。おそらくログインできる権利を持つ人も違うわけですね。

(山中情報システム課主査) はい。

(井原部長) ありがとうございます。

修正点については特に大丈夫ですか。記載が加わった事項についてご質問、ご意見はよろしいですか。

素朴な質問ですが、医療機関全てにカードリーダーや資格情報確認用端末が来年ぐらいいまでに置かれるようになるということなのですか。

(平昭健康保険課主査) 端末を導入すればオンライン資格確認は使用できますが、導入しなければ、これまでどおりの請求という形になります。

(井原部長) では義務付けではなく、これらの端末を利用すればレセプト返戻などが少なくなって便利ですよ、といった感じになるのでしょうか。大きな医療機関から徐々に導入していくというかたちになるのでしょうか。

(平昭健康保険課主査) はい。

(中村副部長) そのときも千葉市から直接データを渡すわけではないですよ。千葉市の個人情報としては中間サーバーに提供しただけで終わりですよ。

(平昭健康保険課主査) そうですね。

(中村副部長) 千葉市内の漏えいなどのリスクを防ぐことについてのみ記載するだけ、つまり千葉市が確認しなければならないのは中間サーバーに提供するときのリスクだけでいいということですよ。提供した後のリスクについては、本部会で確認する必要があるかと思いますが、その辺りはどのようになっているのでしょうか。

(平昭健康保険課主査) それについては支払基金が特定個人情報保護評価をやっていきますので、そこで確認しているはずですよ。

(中村副部長) 千葉市がリスク管理について確認するのは個人情報を中間サーバーに提供するところまでですよ。国保総合PCは例えば千葉市の職員が八千代市のデータを見るといったことはできないですよ。

(平昭健康保険課主査) そうです。

(中村副部長) そのようなリスク管理は国保連合会でやっているということですよ。例えば、他の市の個人情報を見られるかどうかなどのリスクマネジメントは千葉市には関係がないと考えていいですよ。

(本澤委員) それは、国保連合会で担保されているから千葉市としては大丈夫だという評価になるのですか。

(中村副部長) そこは分かりません。委託先と考えるのか、公共的な機関だから評価しなくていいと考えるのか、どのように考えればいいのでしょうか。委託先だということであると、千葉市は国保連合会がきちんと管理しているかどうかを確認しなければならないですよ。

(井原部長) 委託先という扱いになると、管理体制を整えなければいけないという形になりますよね。

(平昭健康保険課主査) そうですね。

(中村副部長) 委託でもないですよ。これはどのような位置づけになるのでしょうか。その扱いを本会でどのように評価するかで変わるような気がします。

(井原部長) このあたりはどのように整理すればいいのでしょうか。

(平昭健康保険課主査) 委託に関しては、個人情報の提供先である支払基金で特定個人

情報保護評価を行っておりますので、そちらの中で安全性は担保されているものと理解しております。

医療保険者等向け中間サーバー等はこれまでも既にあるものですし、これまでも特定個人情報保護評価をしております。

先ほど少しお話がありましたが、国保総合PCに関しては、おっしゃるように国保連合会からお借りしているものですので、我々としてはログの管理等は行えないものとなっております。

(中村副部長) 千葉市としては国保総合PCのログの管理については国保連合会がきちんと管理しているということを確認すればいいということですよ。

(平昭健康保険課主査) そうですね。

(井原部長) ありがとうございます。

あともう1点、資料2-3の58ページ、資料2-3-2の14ページ一番下、遠隔地保管の部分について、記載内容を実態に合わせて修正ということですが、従前は13週保管と書いてあったところが修正後は3週間保管となっているのは、要は10週間短くなったという理解になるのでしょうか。

(山中情報システム課主査) おそらく従前の13週という記載は、千葉市役所内にサーバーがあったときの管理の体制で、今はこのサーバー自体は外部で管理しており、3世代管理を行っていることから、記載内容を修正したのだと理解しております。

(井原部長) 管理の期間は頻繁に変えてもいいものなのでしょうか。

(山中情報システム課主査) すみません、そこはまた後ほど回答させていただければと思います。3世代分か4世代分を保管できていればいいという基準であったと記憶しています。

(井原部長) 3世代、4世代というのをもう少し詳しく教えてもらえますでしょうか。

(山中情報システム課主査) バックアップデータは日次で取得したものを1週間単位で保管していますが、まずデータセンターに1週間保管します。1週間毎のデータを1世代という表現をしているのですが、1週間保管した後、翌週のデータが取得出来たら前の週のデータは遠隔地に移して保管します。さらに新たな週のデータが取得できたら、データセンターの保管庫で保管し、バックアップに備え、管理をさせていただいております。保管されているデータが合計3週間分、つまり3世代保管となります。保管はLTO媒体に落として管理しています。

(井原部会長) 元々この期間で保管していたということなのですか。13週という記載との関係なのですが、元々3週間の保管でやっていたからその実態に合わせての修正ということなのでしょうか。当初評価書を作成した際は標準の保管期間として13週が示されていてそのように記載していたけれど、実は3週間しか保管していなかったという話であれば、この修正を加えるのは問題なのではないかという話にもなりますし、元々の13週というのが根拠のない話で、標準的には元々3週だけでよかったという話だったらそれで問題ないのかなと思います。

(山中情報システム課主査) 3世代保管については現在の標準的な保管期間と認識しています。13週保管については、従来、千葉市役所内にサーバーがあった時代の保管方法であり、そのときの運用になっているかと思います。3世代保管にしたことについては、確認してお答えいたします。当時の運用が、現在の基準にはあっていないということとは説明できるかと思います。

(中村副部会長) おそらく、昔はクラウド保管ではなく、物理的な保管だったということですね。今はおそらくオンラインによるクラウド上で管理を行っているからいつでも引き出せるけれど、この遠隔地保管はおそらく本当に倉庫のようなところに置いておくということですね。

(山中情報システム課主査) そうですね。

(中村副部会長) その取扱いが変わったのだなと思っていたけれど、今先生がおっしゃっているように実際にどれだけのデータを置いておくかというある程度の決まりはあるのですよね。

おそらく、現在ではクラウド上で、例えば、東日本と西日本で同期しながら保管するということが可能ですが、昔はそうはなっていなかったもので、13週というのは本当にデータ記録した媒体を持って行って置いておくといった時代の話なのかなとは思っていました。ただ、確かにデータ保管の基準はありますよね。

(井原部会長) そのあたりだけ後日追加で教えていただければと思います。

他に全体のこと、今回の改正点ではないところも含めて、何かご意見、ご質問はございますか。

(中村副部会長) 問題になっている再委託問題は、この文書を見せていただいてもよく分からない部分がありますよね。情報系の分野については再々委託を行う事例がかなりありますよね。一次委託だけでいいのか、二次委託、三次委託まで評価書に記載しなけ

ればならないのかといった議論はあります。再委託すると評価書に記載してしまえばいいのか、書くことで問題ないと考えていいのかというところはどのようなのでしょうか。

(本澤委員) 現実のコントロールは難しい部分がありますよね。

(中村副部長) 今のIT業界では、再委託であったり、会社が倒産してしまったり、吸収合併する事例は山のようにありますよね。今回の再委託の件も同様です。社員は同じだとしても、会社が変わってしまったわけですよね。

(井原部長) 後期高齢者医療の時に議論する話かもしれませんが、株式会社アイネスの再委託というのは子会社ができたということなののでしょうか。

(山中情報システム課主査) おそらく、従業員は変わらないのですが、籍が別会社に移って、そこから派遣されるという形態をとることになったので、形式上移籍先の会社との再委託ということにならざるを得ないという判断だと捉えております。

(中村副部長) 今後あり得るということを想定して最初から再委託と書いてあれば、よかったという話ですよね。それでいいのかなとは思いますが、実際には再委託になっている事例は多いですよね。

(本澤委員) 会社の転籍などがあると、待遇が下がっていたりするケースが多いと思うので、そういった点では管理体制はどのようなかなという疑問はありますね。管理体制の確認というのは、どれだけ実効性があることができるかというのが最終的なポイントになってくるのかとは思いますが。

(中村副部長) そうですね。特に支払基金などは再委託を行っている可能性が高いですよ。ただ、再委託をすると書くしかないとは思いますが。

(井原部長) 再委託していることは間違いありませんし、考えられる管理体制は取っていただいているような気はするので、これからどうするかという話でしょうか。

最後によろしいのでしょうか。今回の変更点ではないのですが、昨年あった再委託先がサーバーを廃棄すべきところを売却してしまった事例との関係で、例えば58ページにコンピュータの外部記録媒体及び記憶装置を有するプリンターなど、周辺装置の廃棄、保管、移転またはリース返却時は以下のとおり廃棄するとあって、記憶装置又は記録媒体を廃棄する場合は、消したり壊したり溶解したり、その他の当該記憶装置又は記録媒体に記録されたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるように措置すると記載がありますが、これはどこがやるのでしょうか。千葉市で措置を行ってから返却するのか、それともサーバー自体を返却して返却したところで措置を行って証明書を貰うとい

った形なのか、どちらでしょうか。

下の方の記載を見ると、業者委託する場合はということが記載されていて、千葉市でもそういったことが起こり得るのかと読めてしまったので、千葉市で破壊措置を行うということだと、リース契約なのにそういったこともできてしまうのか疑問に思ったのですがどうでしょうか。

(本澤委員) やはり委託先というか、廃棄業者で破壊措置をして証明書を出してもらうというやり方が中心なのでしょうか。

(平昭健康保険課主査) その記載部分は国保総合システムの話であって国保連合会と必ず繋がっているため、委託をやめるということはまず考えられません。

(井原部会長) この記載については機械を入れ替えたりする場合も含むのかと思っていたのですが、そういったこともないのでしょうか。委託をやめることは確かにはないのでしょうか。例えば100年間同じサーバーを使っているわけでもないかと思えますので、記憶装置又は記録媒体を破壊する場合には機械を入れ替えたりする場合も含むのかなと思っていたのですが、そのようなことはないのでしょうか。

(本澤委員) ディスクが壊れるといったことは普通にありそうですね。

(中村副部会長) ありますよね。でも、それは委託先の問題だから記載がないということでしょうか。

(井原部会長) 申し上げたいこととしては、再委託についても根本的な部分は共通してくると思うのですが、形を整えていけばいいという話だとおそらく大きな問題になってしまうところですので、破壊措置をどこがやるのかをはっきりさせた方がいいですし、もし業者にやってもらうしかないのであればどのように監督するかというところを考えた形にしなければならないと考えます。実際に今千葉市が直接破壊措置を行っているのであれば特段これ以上言及する必要はなくて、むしろ千葉市でやっていることをある程度評価書に書いた方が市民としては安心するだろうなと思います。

もし破壊措置を業者に任せているのだとしたら、今の段階では仕方がないですけど、業者に任せるということを安全に行うためにはどうすべきかをもう一工夫考える必要がある時期に来ているのではないかと考えます。

昨年神奈川県的事件があって、千葉で同じ問題が起こった場合、報道があったのに千葉市は何をしていたのだという話になってしまいます。そのあたりを検討課題としていただければありがたいと思って、そのような意図でお聞きしています。

(平昭健康保険課主査) この処分状況については確認しまして、評価の記載を改善したいと思います。

(井原部会長) よろしく申し上げます。それでは、具体的に記載内容を変えるという部分は少なかったかもしれないですが、ご報告いただく点も幾つかあったと思うので、出た問題点をまとめて検討等をお願いいたします。

◆議事(2) 全項目評価書の事前点検について

「イ 後期高齢者医療事務」

(井原部会長) では、次のイに移らせていただきたいと思います。まずは所管課の方からご説明をお願いできますでしょうか。

【実施機関の説明】

(新井健康保険課主査) 資料2-5-2に沿いまして、全項目評価書の項目の変更点について説明いたします。

まず、全項目評価書の3ページになります。「I 基本情報 ②事務の内容」について、従前は14項目あったところを15項目にしております。これは、審議会でも概略を説明いたしましたとおり傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付という項目を設けまして、上記に掲げる事務に付随する事務を追加としております。

こちらは令和2年5月の条例改正に伴い変更したのですが、今回の新型コロナウイルスへの対策関係で、広域連合及び市町村が早急に傷病手当金の具体的な支給について制度化する中で条例専決を行って業務を増やしました。この業務の処理に当たりまして、給付事務に関わるものについては広域連合の標準システムで処理をしていくのですが、その機能が付加されまして、その中でマイナンバーを確認しながら処理ができるという機能が付加されたため、こちらの事務を付け加えさせていただきました。

続きまして、評価書の5ページのほうに進ませていただきます。評価書5ページ「I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3」の業務共通システムのところでございます。

従前の表記のデータ連携機能について(1)(2)と記載していますが、(2)の「中間サーバーとの情報連携を行う」という表記について、実際にはこの業務共通システム

では中間サーバーに接続していいため、この項目を削除いたしました。理由としては、当初からの記載の誤りでございます。

そして、もう一つ、他のシステムとの接続、資料2-5-2の4番目の欄ですが、こちらにつきましても、中間サーバーの記載がございましたので、こちらを削除しております。

続きまして、評価書の12ページ「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元」ですが、従前の表記について、○がつけてある入手元のところに、「行政機関・独立行政法人等」が入っていましたが、実際には行政機関・独立行政法人等から特定個人情報を入手するということがないため、記載の○を削除しました。理由としては、こちらも当初からの記載の誤りでございます。

続きまして、13ページ「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑦再委託の有無」について、先ほどからご審議いただいておりますが、従前再委託しないとしていたものを、今現在は再委託すると変えております。これにつきましては、福祉システムの保守委託先の従業員の雇用形態の変更が再委託に当たるという判断の下に変えております。

続きまして、同じく13ページの「⑧再委託の許諾方法」ですが、新規の記載ということになりまして、「再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。」と記載いたしました。

続きまして、⑨の再委託事項につきましてですが、委託内容と同様という記載をしております。

評価書の14ページ「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名」について、これはホスティングサービスの利用データセンターについてですが、委託先が日本電子計算株式会社からNECフィールドインクス株式会社が変わっております。こちらについては平成30年11月26日の契約変更で、運用開始日が令和2年1月1日からということになっております。

続いて評価書の18ページからは特定個人情報ファイルの概要となっております。こちらは特定個人情報のファイルの内容を別添として記載しております。まず、個人番号管理情報について、被保険者枝番を追加しました。こちらの特定個人情報ファイル記録項

目につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合が保有している広域連合標準システムで処理しているデータの中身であるため、広域連合の全項目評価書に沿った修正であり、以下18、19ページの内容については広域連合の評価書に沿う修正を施していることとなります。

続きまして、資格関連情報について、広域連合の全項目評価書に国保住所地特定者情報が追加されましたので、こちらを追加しています。

同じく18ページ、給付関連情報について、外来年間合算支給申請書情報を追加しております。外来年間合算支給というのは、2年前に新しく創設された制度となります。また、情報連携関連項目も追加されており、加入者情報管理（判定対象情報）を追加しております。続いて被保険者枝番<情報連携関連情報>・加入者情報管理（個人情報）・情報照会要求管理・情報照会状況管理・副本管理（判定対象情報）・副本管理（資格情報）・副本管理（高額介護合算療養費情報）・副本管理（葬祭費）を追加しています。

続いて19ページ、被保険者番号<資格関連情報>について、限度額適用申請情報を追加しました。続いて被保険者番号<給付関連情報>に第三者行為求償連携管理・外来年間合算支給申請書情報・外来年間合算自己負担額情報・外来年間合算計算結果情報・外来年間合算計算結果内訳情報を追加しました。

同じく19ページ被保険者番号<情報提供等記録項目>の処理番号から被保険者枝番までが新たに加われました。また、被保険者番号<本人確認項目>についても、その他の条件から要求レコード番号までを追記しています。また、中間サーバーに保存されるという※以下についても、広域連合の評価書に沿った形で修正をしております。

続いて評価書23ページ、「Ⅲ特定個人情報ファイルへの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のないものによって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な方法」ですが、このうち<標準システムにおける措置>について、こちらも広域連合の評価書に合わせた修正ですが、従前は「管理者・作業者を報告させるとともに、閲覧及び更新については、許可に基づき可能としている。なお、情報システムの管理上、本番運用、開発用などシステムを分離して構築しアクセスを制限するとともに、操作者IDをシステム単位で付与する、アクセスログを取得するなどの措置を講じている」という記載でしたが、修正案欄のとおり修正しています。

続いて、24ページ「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のないものによって不正に使用されるリスク
特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法」について、こちらも標準システムについて広域連合の評価書に沿った形で訂正をしております。

従前の記載については、「アクセスログ管理機能により、個人を特定したアクセスログの管理を行うことにより、いつ、誰がシステムにアクセスしたかを記録する。」、「情報システム管理者がログ記録を取得し定期的に記録を行う。特に一定期間ログオン状態を継続した者について、定期的に委託業者に確認し、利用目的を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う」とありましたが、修正案としては、「広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他にログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。」、「情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないか確認する。」、「当該記録については、最低5年間保存することとしている。」というかたちでの修正をしています。

続きまして、同じく24ページのリスク対策について、従前は「特に力を入れている」としていましたが、これを「十分である」という記載にしております。この内容としましては、他の回答項目の質の向上との比較考量から、主観的評価を再考したものというところになります。基本的には、広域連合の標準システムについてもパッケージシステムということになりますので、そのパッケージシステムが提供する機能に対して過不足のない対策を講じております。

続きまして、評価書の26ページ「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 個人情報管理体制の確認」です。従前は「契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用の禁止、複写の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する」としていたところ、「契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用の禁止、複写の禁止、発注者が必要と認めるときの契約業者に対する報告の求め又は実地の検査など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する」という内容としております。

こちらについては、福祉システムという本市が調達しているシステムになりますので、現行システム端末の機能及び保守運用手順等の実情に基づく修正を行っています。

続きまして、再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保について、再委託していないという記載から十分に行っていると修正しております。こちらについても先般からの話の内容に続くものですが、福祉システムの保守委託先の従業員の雇用形態の変更ということから、こちらの回答の内容に変えております。

続きまして、「再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保 具体的な方法」ですが、再委託となったため、記載を追加しております。内容としては「契約書において、原則として、委託先は他社へ委託し、又は請け負わせてはならず再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえで、再委託先において委託先と同程度のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している」ということでございます。理由については、先ほどと同様です。

28 ページ「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く）リスク 1：不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容」ですが、従前の表記では「情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に所属課あてに通知し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う」としていたところを、「システム責任者は、ログ運用の手引に従い、必要に応じ随時管理者権限によるログの取得を依頼できるほか、無操作で一定時間が経過すると再度の生体認証とログオンを求めることとし、他者が成りすまして目的外の入手をすることを抑止する。」と修正しました。こちらも現行システム端末の機能及び保守運用手順等に従った形での記載となっております。

続いて31 ページ「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク 1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容」ですが、福祉システムにおける措置というところで、こちらは先ほど説明のあった国民健康保険と同じ内容ですが、「日々の退避データは1週間保存している。また、遠隔地保管については遠隔地で3週間保存し、その後データセンターで10週間（計13週間）保存している」という記載について、現状を踏

まえた修正案として、「日々の退避データは、データセンターにて1週間保存している。週次のデータは延べ3週間保存する。磁気ディスク上のデータをデータセンターのLTO媒体に複写し最初の1週間保存する。2週目の1週間はLTO媒体をデータセンター外の施設に移送しての外部保管として、3週目の1週間はLTO媒体をデータセンター保管庫で保管している」という内容に修正します。

この内容につきましては、平成30年11月26日の契約変更による修正に反映させたものになっております。

後期高齢者医療制度につきましては以上の内容となります。

【意見交換等】

(井原部会長) ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただいた資料2-5-2の全項目評価書のことについて、何かご質問、ご意見はございますか。

(本澤委員) 資料2-5の26ページ、資料2-5-2の5ページの一番上ですが、発注者が必要と認めるときの契約業者に対する報告の求め又は実地の検査などという記載が加わりましたが、実際にはそのような対応はしているのでしょうか。

(新井健康保険課主査) こちらにつきましては、昨年度、介護保険に関する事務の特定個人情報保護評価の中で、そういった形での記載に改めるという形でのご指示を頂いたというところで、同様に記載している内容となっています。

(高橋市政情報室主査) こちらの記載につきましては、全ての事務において従前、修正前の記載内容になっておりまして、現実的に委託する際にどれほど実効性のある形で監督できるかということについては、庁内の状況は把握しておりませんが、昨年度市政情報室で1件、実地検査を行いました。

評価書の記載内容といたしまして、個人情報を取り扱う事務を委託する場合には、個人情報取扱特記事項をつけておりまして、その項目として、必要に応じて報告徴収や実施検査ができるという規定が記載されているのであれば、評価書においてもその部分を明記した方が、市民が評価書をご覧になったときに分かりやすいであろうということので、昨年度、税と介護の評価書について表の右側のような表記への修正をさせていただきましたので、今回の案件につきましても、同様な修正をしたというような形になっていきます。

(本澤委員) 分かりました。

(井原部会長) 契約書などに根拠があるから記載を追加いただいているということですよ。ろしいのですね。

(高橋市政情報室主査) そうですね。契約書に記載があるのであれば、評価書上も明記した方がより安心感が高まるといった趣旨で追記したものです。

(井原部会長) ありがとうございます。

(本澤委員) 傷病手当金については新型コロナ関係ということですが、そうすると国民健康保険にも係わってこないのでしょうか。国民健康保険の見直しは特に必要はないのですか。

(新井健康保険課主査) 国民健康保険につきましては、これまで支給実績はありませんが、仮に支給するとしても新たに提供先が増えることはなく、中間サーバー等で情報連携ができるような環境を整えておりますので、見直しには含まれていません。

(本澤委員) 全項目評価書に追記や修正は不要ということですか。

(新井健康保険課主査) はい。

(本澤委員) 分かりました。私からは以上です。

(井原部会長) ありがとうございます。

先ほどの再委託について、審議会に報告いただく話にはなりますが、株式会社アイネスの体制が変わることについて事前連絡はなかったのですか。

再委託については本当に難しいとされていて、管理するといってもなかなかできないことはあると思うのですが、再委託をする際には再委託の承認を取る書式が必要になりますといった案内であったり、書式を渡したりといったことはしていないのでしょうか。

評価書に書いてあるように、再委託する場合には、再委託は例外であり、協議が必要であるということと、再委託先のセキュリティ体制の確認をさせてもらうといったことが条件になっているかと思いますので、そういった内容を委託契約の際に明示して、説明等を行っているのか、承諾に関する書式などを渡しているのかどうかということを知りたいというところがあります。

そういったものは、長期の契約の際は忘れられてしまうかもしれないのですが、短期契約ではなければ、委託先に対して契約の際にこういった場合も再委託に当たるのできちんと事前協議をしてくださいということをおある程度説明しておく、今回のようなことは減るのかなと思ったのですがいかがでしょうか。

委託先である株式会社アイネスが特に連絡する必要性は感じていなかったというケースであれば、そういったことで防げる事案ではないのかなと思ったので、このような規定をどれだけ具体的に契約先に知らせているのか、こういうケースも再委託に当たってしまうという例示があるのかどうかを教えていただけるとありがたいです。

(高橋市政情報室主査) 参考のものではありますが、個人情報保護事務の手引のその2の425ページに記載があるとおり、個人情報取扱特記事項において、再委託するときには書面の提出が必要であるということを、具体的な書式として示しています。この書式を事前に委託先に渡してアナウンスしているかどうかというのは、確認しなければならないですし、やっていないのであればその点については工夫しなければならないところだとは思いますが、実際に再委託をする際はこのような書類の提出を求めるという形になります。

(井原部会長) ありがとうございます。

(高橋市政情報室主査) 再委託自体を想定していなかったら、事前アナウンスについてはもしかしたら欠いていた可能性はあるかもしれません。

(井原部会長) こういうケースも再委託に当たりますという注意書きのようなものがあつたらいいかなと思いました。

後期高齢者医療について、何かご質問やご意見はございますか。

(なし)

(井原部会長) では、今出たご意見を踏まえて、修正等ありましたらお願いいたします。

◆議事(2) 全項目評価書の事前点検について

「ウ 国民年金に関する事務」

(井原部会長) では、ウの国民年金に関する事務に議論を移りたいと思います。所管課の方からご説明いただけますでしょうか。

【実施機関の説明】

(宮崎健康保険課主査) 国民年金事務の主な変更点としましては、平成29年1月の組織改正により、それまで移転先であった市民課と国民年金事務を行う保険年金課が市民総合窓口課に統合されたため、特定個人情報の移転に関する記載を削除するものであり

ます。そのほか誤字の修正、部名の変更、事務の実態に合わせた修正、また、昨年度の P I A の際に受けた市民からの意見を反映させた形で、現行の手続をより詳細に説明する記載といたしました。

それでは、資料 2-7-2 の修正等を要する部分とその内容（国民年金）をご覧くださいと思います。

まず一番上になりますけれども、「Ⅰ. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 2 ③他のシステムとの接続」でございます。評価書の 4 ページですが、その他の（ ）書きについて中間サーバーへの接続を行わないため削除しております。

次に、「Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元」は具体的な入手元を記載いたしました。

続いて「Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示」ですが、こちらは修正案の上のほうに下線で示した「国民年金法第 12 条、第 105 条等の関係法令において届出義務が明示されている。申請書等に説明が記載されている」という記載に表記を改善しております。

続きまして「Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日」について、従前は平成 29 年 1 月 1 日となっていましたが、実際の使用開始日に合わせて、平成 29 年 4 月 1 日に修正をしております。

続きまして、「Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 1 ⑧再委託の許諾方法」について、修正案では、「再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる」と詳細に記載をしております。

続いて「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 2 ⑥委託先名」ですが、こちらは平成 30 年 1 月 26 日に契約変更になったため、日本電子計算株式会社から N E C フィールドディングス株式会社千葉支社に修正をしております。

2 ページ目をご覧ください。「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク 1：目的外の入手が行われるリスク その

他の措置の内容」については、組織改正に伴って先ほどご説明さしあげましたが、市民課が統合したことにより、この欄の記載を削除しております。

次の「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容」につきましては、もともとID及びパスワードによる本人認証を実施しておりましたが、ID・パスワード及び生体認証による本人認証と変更になったため、事務の実態に合わせた修正をしております。

続きまして、「入手した特定個人情報が不正確であるリスク、特定個人情報の正確性確保の措置の内容」ですが、こちらにつきましては、修正案に記載したとおり、「入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。」と詳細に記載しております。

続きまして、「権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理、具体的な管理方法」ですが、こちらも先ほどと同様に、事務の実態に合わせた修正として、ユーザID・パスワード及び生体認証による個人認証を行うに変更しております。

2ページ一番下「アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法」ですが、こちらも修正案の下線部分「その都度、当該IDを失効させるため、管理者にその旨依頼し、依頼を受けた管理者は速やかに当該IDを失効させる。」と詳細な記載に修正をしております。

3ページをご覧ください。「権限のない者によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容」についてですが、こちらは事務の実態に合わせた修正を行っております。

続きまして、「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認」ですが、こちらは先ほど後期高齢医療の際にご説明ありましたが、国民年金も同様の理由で記載を追加しております。追加部分につきましては下線部分で、「発注者が必要と認めるときの契約業者に対する報告の求め又は実地の検査等の」という記載を追加しております。

「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法」ですが、こちらにつきましては、提供に関するルールを追加しております。追加部分につきましては、修正案の下線部分「特定個人情報を提供する際、委託先に日付及び件数を記録した受渡票等

を提出させる。」という記載を追加しております。

続きまして、「再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法」ですが、委託先の再委託に関する管理の視点について追加しております。追加の内容は、下線部分「再委託先におけるセキュリティ体制については、委託先を通じて、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認する。また、委託先は、必要があると認めるときは、再委託先に報告を求め又は実地に検査することができる」を追加しております。

4 ページ目をご覧ください。こちらにつきましては、特定個人情報の提供・移転に関する記載が4項目記載されております。

「リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法」につきましては、移転に関する記載を削除しております。

続きまして、「特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法」につきましても、移転に関する記載を削除するとともに、ルール遵守の確認方法を追加して記載しております。追加した記載としましては、「ルールの遵守状況については、定期的な自己点検にて確認することとしている」という内容です。

続きまして、「リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容」ですが、こちらにつきましても、移転に関する記載を削除しております。また、事務の実態に合わせた修正を行っておりまして、修正の内容としましては、「特定個人情報の提供にあたっては、既に確立されている搬送手段により実施している。電子媒体については、提供先である日本年金機構から指定されたパスワードを設定することで、情報の保護をする方法でのみ行う。」としております。

「リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容」ですが、こちらにつきましても、移転に関する記載を削除しております。

次ページをご覧ください。「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容」につきましては、国民健康保険と後期高齢者医療と同様で、平成30年11月26日に契約変更になりまして、遠隔地保管の保存期間が変更となったため修正しております。修正案については下線のとおりで、「日次の退避データは、データセンターにて1週間保存している。週次のデータは延べ3週

間保存する。磁気ディスク上のデータをデータセンターのLTO媒体に複写し最初の1週間保存する。2週目の1週間はLTO媒体をデータセンター外の施設に移送しての外部保管とし、3週目の1週間はLTO媒体をデータセンター保管庫で保管している」と修正しております。

国民年金事務の全項目評価書について、主な記載内容の変更点は以上になります。

【意見交換等】

(井原部会長) ありがとうございます。ただいまご説明いただきました、国民年金に関する事務の全項目評価書について、ご意見、ご質問はございますか。

(中村副部会長) おそらく国民年金のシステムはこれまで説明のあった二つの事務とシステムの形態が大幅に違うと思うのですが、基本的に国民年金システムというのは、千葉市の基盤システムの上に乗っているものという考えでいいのですよね。

(山中情報システム課主査) はい。

※不開示情報のため、一部削除します。

(井原部会長) 23ページの磁気ディスクの廃棄というのは、本当に物理的に廃棄ということで、市で廃棄しているということですか。

23ページの下から三つ目のリスク3の特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクの手順の内容のところ、その磁気ディスクの廃棄時は内容の消去、物理的粉砕などを行うことで、その記録などを残すことや専用ソフトによる復元ができないようにするというのは、年金機構から日々送られてくるディスクを、市の方で処理をしているということになるのですか。

(宮崎健康保険課主査) そうです。週1回送られてきましたものを、物理的に破壊処理を行っています。

(中村副部会長) 紙でのやりとりもあるのですよね。

(宮崎健康保険課主査) はい。

(井原部会長) 紙も溶解処理をするのですよね。

(中村副部会長) 市民から提出のあった届出などの紙媒体もあるのですよね。

(宮崎健康保険課主査) はい。

(中村副部長) これらの文書を保有しているのは区役所ですよね。区役所から業務委託をして、そこでシステムに打ち込んでいるという話を聞いたことがあります、国民年金もそうなのでしょうか。

(宮崎健康保険課主査) 区政事務センターでしょうか。区役所で受付けた内容を区政事務センターに送付して入力作業をしています。

(中村副部長) そうですよね。委託しているのはNECフィールドインクスとはまた違うところでしょうか。

(宮崎健康保険課主査) 違います。

(中村副部長) その部分はこの評価書に記載はなくていいのでしょうか。手作業で入力しているということを知ったことがあるのですが、先ほどの説明からすると事務の委託ですよね。

(宮崎健康保険課主査) そうですね。

(中村副部長) 今後手作業による入力をやめて、某社のAIのRPAに変えるとか変えないとかという話を少し伺ったことがあります。

(井原部長) 今、中村副部長がおっしゃっていた入力作業については、この評価書内のどこかに記載はされていますか。

(中村副部長) 5ページの上の届出・申出・申請・請求の矢印ですよね。これがどこで行われているかですね。年金機構から提供を受ける情報には特定個人情報は含まれていませんよね。

(井原部長) 14ページに国民年金事務情報ファイルの下の方に紙媒体に対する措置や窓口で受け取った場合などについて記載がありますが、このあたりに記載しているのでしょうか。

(本澤委員) 入手段階についての記載はありますが、その後実際の入力事務についての記載はありませんね。

(中村副部長) 7ページのところに、区政事務センターと書いてありますが、これは市の組織だから委託ではないという位置づけなのでしょうか。

(高橋市政情報室主査) 市の組織ですが、改めて評価書の中身を再点検いたしまして、今おっしゃったような委託の部分の記載の追記が必要かどうか、その辺りを改めて検討したいと考えます。区政事務センターについては従来派遣でやっていたものを昨年くらいに委託に切り替えたという話を聞いていますので、必要に応じて評価書の記載内容に

追加いたします。

(中村副部長) おそらく国民年金だけではないですよ。他の事務も区政事務センターに委託しているのですよね。

(高橋市政情報室主査) 国民年金だけではないです。

(井原部長) その辺りは大切な部分かと思しますので、ご検討をよろしく願いいたします。

(山中情報システム課主査) 先ほどご質問を頂いた再委託について改めて回答いたします。先ほど、こういった場合は再委託になる、といった明示はあるのかというご質問をいただきましたが、明示は特段しておりません。再委託がある場合は例外なく事業者から相談をもらうという形にしておりまして、事前相談を含め、こういった内容を委託するのか、複数の事業者に対して再委託する場合はどの事業者に何を委託するのか、といったことを記載する様式を用意しております。

その上で、その内容について情報システム課で精査をして、問題がなければ承認の通知をさせていただきます。さらに、特定個人情報を扱う業務になりますので、その取扱いや保管について実施計画書等の提出を受けた上で承認することが、再委託を承認する際の手続と認識しています。

遅くなってしまいましたが補足させていただきます。

(井原部長) ありがとうございます。

(中村副部長) 全ての評価書で同じように記載した方がいいですよ。書いてある評価書と書いていない評価書があるのはまずいような気がしますね。全部でそう書かれた方がいいですよ。

(井原部長) 表記の統一がなされていないところがあるかもしれないということですね。大体は統一された記載になっているでしょうか。

(高橋市政情報室主査) 基本的に同じスキームでやっていると思いますので、そこはまた改めて、表記の統一というのは図りたいと思います。

(井原部長) よろしく願いします。

それでは、国民年金に関する事務につきましても、今出た意見を踏まえ、確認していただく事項もございますので、よろしく願いいたします。

◆その他

(井原部会長) それでは、議題の2について全て議論は済んだと思いますので、3その他として事務局から何かございますか。

(高橋市政情報室主査) 先ほど質問のあった事項につきましては、後日、確認の上、メール等で報告させていただきます。

本日の部会終了後に追加の意見、ご質問等がある場合につきましては、7月10日金曜日までに事務局宛にメールにてご提出いただければと存じます。

本日、頂いた意見、追加でご提出のあった意見を踏まえ、修正を行った評価書案をもちまして、8月1日から予定しております市民意見の募集をさせていただきたいと存じます。

なお、市民意見募集にかける評価書案につきましては、先ほど審議会でも申し上げましたが、部会委員の皆様のほか、審議会の他の委員の皆様にも送付させていただきたいと思っております。

次に、本日の会議の議事録の確定方法でございますが、後日、事務局で議事録案を作成し、併せて非公開とすべき部分を検討し明示した上で、委員の皆様へお送りいたしましてご意見を頂戴したいと思います。頂いたご意見を基に修正案を作成いたしますので、この確定につきましては、部会長さんに一任をしていただく形をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(井原部会長) ただいま追加意見等の提出期間、評価書案の修正及び審議会の委員への送付、議事録の確定についてご説明を頂きましたが、今のご案内いただいた方向でよろしいでしょうか。

(異議なし)

(井原部会長) ありがとうございます。

それでは、部会委員につきましては、追加の意見等がある場合は、7月10日までにメールにて事務局までご提出ください。

事務局は、後日、本日出た委員からの意見、追加で提出があった意見等を踏まえて評価書案を修正していただいて、市民意見募集にかける評価書案について、部会委員及び審議会の委員さんへの送付もお願いいたします。

また、議事録の最終確定については、私にご一任いただきましたので、よろしく願います。以上をもちまして、千葉市情報公開・個人情報保護審議会第10回特定個人

情報保護評価部会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(山崎市政情報室長) 本日は長時間にわたりまして、慎重にご審議をしていただきまして、誠にありがとうございました。

次回の部会につきましては、市民意見募集を取りまとめた後、再度日程は調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

今後とも何とぞよろしくお願いいたします。